

企業行動憲章変更箇所

現行	変更案	変更の理由
<p>第2条 当社は、公正な競争を通じて付加価値を創出し、雇用を生み出すなど経済社会の発展を担うとともに、広く社会にとって有用な存在でなければならないため、当社内外において、人権を尊重し、関係法令、国際ルールおよびその精神を遵守しつつ、持続可能な社会の創造に向けて、高い倫理観をもって社会的責任を果たしていく。</p> <p>(1) 社会的に有用で安全な商品・サービスを開発、提供し、消費者・顧客の満足と信頼を獲得する。</p> <p>(2) 公正、透明、自由な競争ならびに適正な取引を行う。また、政治、行政との健全かつ正常な関係を保つ。</p> <p>(3) 株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に開示する。また、個人情報・顧客情報をはじめとする各種情報の保護・管理を徹底する。</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(4) 従業員の多様性、人格、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保し、ゆとりと豊かさを実現する。</p> <p>(5) 環境の保全を目指し自主的、積極的な取り組みを行う。</p> <p>(6) 「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動を行う。</p> <p>(7) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決する。</p> <p>(8) 経営トップは、本憲章の実現が自らの役割であることを認識し、内外に周知させる。</p> <p>(9) 本憲章に反するような事態が発生したときには、経営トップ</p>	<p>第2条 当社は、公正かつ自由な競争の下、社会に有用な付加価値および雇用の創出と自立的で責任ある行動を通じて、持続可能な社会の実現を牽引する役割を担う。そのため当社は、国の内外において次の10原則に基づき、関係法令、国際ルールおよびその精神を遵守しつつ、高い倫理観をもって社会的責任を果たしていく。</p> <p>(1) イノベーションを通じて社会的に有用で安全な商品・サービスを開発、提供し、持続可能な経済成長と社会的課題の解決を図る。</p> <p>(2) 公正かつ自由な競争ならびに適正な取引、責任ある調達を行う。また、政治、行政との健全かつ正常な関係を保つ。</p> <p>(3) 企業情報を積極的、効果的かつ公正に開示し、企業をとり巻く幅広いステークホルダーと建設的な対話を行い、企業価値の向上を図る。</p> <p>(4) すべての人々の人権を尊重する経営を行う。</p> <p>(5) 消費者・顧客に対して、商品・サービスに関する適切な情報提供、誠実なコミュニケーションを行い、満足と信頼を獲得する。</p> <p>(6) 従業員の能力を高め、多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮し働きやすい職場環境を整備する。</p> <p>(7) 環境問題への取り組みは人類共通の課題であり、企業の存在と活動に必須の要件として、主体的に行動する。</p> <p>(8) 「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。</p> <p>(9) 市民生活や企業活動に脅威を与える反社会的勢力の行動やテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え組織的な危機管理を徹底する。</p> <p>(10) 経営トップは、本憲章の精神の実現が自らの役割であることを認識して経営にあたり、実行あるガバナンスを構築して社内、グループ企業に周知徹底を図る。また、本憲</p>	<p>日本経済団体連合会制定の企業行動憲章(雛形)改定に基づく改定。</p>

<p><u>自らが問題解決にあたる姿勢を内外に明らかにし、原因究明、再発防止に努める。また、社会への迅速かつ的確な情報の公開と説明責任を遂行し、権限と責任を明確にした上、自らを含めて厳正な処分を行う。</u></p> <p>2. 本憲章は、平成 28 年 6 月 29 日より実施する。</p>	<p><u>章の精神に反し社会からの信頼を失うような事態が発生した時には、経営トップが率先して問題解決、原因究明、再発防止等に努めその責任を果たす。</u></p> <p>2. 本憲章は、平成 28 年 6 月 29 日より実施する。 <u>本憲章は、平成 31 年 2 月 20 日より改定・実施する。</u></p>	
---	--	--